

小規模多機能型居宅介護事業所あじさい 利用料金表

【月あたりの利用料金（定額）】

※介護保険の1割負担分は月あたりの定額制です⇒一定の条件を満たした場合2割負担になり得ます。

介護度	要介護度	金額
介護予防サービス	要支援1	3,438円
	要支援2	6,948円
介護サービス	要介護1	10,423円
	要介護2	15,318円
	要介護3	22,283円
	要介護4	24,593円
	要介護5	27,117円

- ◆月途中からのご利用については、日割りにて計算します。
- ◆月あたりの居宅サービス支給限度額との差額内で訪問看護・訪問リハ・福祉用具貸与等もご利用できます。
- ◆登録日から30日間は、1日あたり30円が加算されます。（初期加算）
- ◆看護職員配置加算として、1月あたり700円が加算されます。
⇒常勤の准看護師を介護従事者として配置している場合に加算されるものです。
- ◆サービス提供体制加算として、1月あたり750円が加算されます。
⇒事業所に所属する介護従事者のうち介護福祉士の国家資格保有者が70%以上の場合に加算されるものです。
- ◆総合マネジメント体制強化加算として、1月当たり1000円が加算されます。
⇒日頃から、介護支援専門員、介護職員、看護職員、主治医等で連携し意思疎通を図り、個別計画の見直しを図っている場合に算定される加算です。
- ◆訪問体制強化加算として、1月あたり1,000円が加算されます。
⇒訪問サービスに係る職員を1日当たり2人以上配置し、且つすべての登録者に対して月間延べ200回以上の訪問サービス提供を行っている事業所に加算されます。
- ◆ご利用される方の状態に応じ、認知症加算として1月あたり500～800円が加算されます。
- ◆介護職員処遇改善加算として、基本サービス費に加算減算を加えた1か月あたりの総単位数に10.2%を乗じた金額が加算されます。
- ◆介護職員特定処遇改善加算として、基本サービス費に加減産を加えた1か月あたりの総単位数に1.5%を乗じた金額が加算されます。